

議案第9号

福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和2年2月13日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を広域計画に定める努力義務が規定されたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第2項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画を変更するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の変更について

福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部を次のように変更する。

福岡県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画新旧対照表

変更後	変更前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>広域連合及び市町村は、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、連携・協力しながら、保健事業の推進に努めます。</p> <p><u>また、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施に係る事業を効果的かつ効率的に推進するため、広域連合は市町村へ事業を委託するとともに、必要な情報の提供や調整、財源の確保等に取り組み、市町村の支援に努めます。</u></p> <p><u>市町村は受託するに当たり、国民健康保険保健事業や介護保険地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定め、被保険者の状況に応じたきめ細かな保健事業を実施します。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>5 計画の期間及び改定等</p> <p>この広域計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとします。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>広域連合及び市町村は、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、連携・協力しながら、保健事業の推進に努めます。</p> <p>(5) (略)</p> <p>5 計画の期間及び改定等</p> <p>この広域計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。</p> <p>ただし、広域連合長が必要と認めるときは、随時改定を行うものとします。</p>